

平成30年11月岡山県議会追加提出予定案件

平成30年12月4日

件 名		内 容		
1 予算案件 (7)		(単位：千円)		
会 計 名		補正前の額	補正予算額	計
一般会計 平成30年度岡山県一般会計補正予算 (第8号)		764,182,628	607,404	764,790,032
特別会計 平成30年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)		180,101,342	298	180,101,640
平成30年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)		1,366,997	289	1,367,286
平成30年度岡山県造林事業等特別会計補正予算 (第2号)		40,742,837	33	40,742,870
平成30年度岡山県流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)		5,355,944	147	5,356,091
企業会計 平成30年度岡山県営電気事業会計補正予算 (第2号)		5,117,520	1,466	5,118,986
平成30年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算 (第2号)		6,051,703	1,697	6,053,400
2 条例案件 (2)	別紙のとおり			

番号	題名	提案課	概要																																
1	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課	<p>平成30年10月5日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、給料月額、初任給調整手当及び宿日直手当の最高支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員給与条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の改定 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 初任給調整手当の改定 初任給調整手当の最高支給限度額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="660 757 1449 1088"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">月 額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>414,300円</td> <td>414,800円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師</td> <td>50,700円</td> <td>50,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 宿日直手当の改定 宿日直手当の最高支給限度額を次のように改める。(() 内は、執務時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日の退庁時から引き続いて行われる場合の最高支給限度額)</p> <table border="1" data-bbox="660 1283 1449 1588"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の宿日直勤務(勤務1回につき)</td> <td>4,200円 (6,300円)</td> <td>4,400円 (6,600円)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務(勤務1回につき)</td> <td>7,200円 (10,800円)</td> <td>7,400円 (11,100円)</td> </tr> <tr> <td>常直的な宿日直勤務(月額)</td> <td>21,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当の改定</p> <p>ア 平成30年度の勤勉手当の支給割合 平成30年12月の勤勉手当の支給割合を次のように改める。 (() 内は、特定幹部職員の支給割合)</p> <table border="1" data-bbox="687 1783 1422 2007"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員</td> <td>100分の90 (100分の110)</td> <td>100分の95 (100分の115)</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>100分の42.5 (100分の52.5)</td> <td>100分の47.5 (100分の57.5)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	月 額		現 行	改 定 後	行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師	414,300円	414,800円	行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	50,700円	50,800円	区 分	現 行	改 定 後	通常の宿日直勤務(勤務1回につき)	4,200円 (6,300円)	4,400円 (6,600円)	人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務(勤務1回につき)	7,200円 (10,800円)	7,400円 (11,100円)	常直的な宿日直勤務(月額)	21,000円	22,000円	区 分	現 行	改 定 後	再任用職員以外の職員	100分の90 (100分の110)	100分の95 (100分の115)	再任用職員	100分の42.5 (100分の52.5)	100分の47.5 (100分の57.5)
区 分	月 額																																		
	現 行	改 定 後																																	
行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師	414,300円	414,800円																																	
行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師	50,700円	50,800円																																	
区 分	現 行	改 定 後																																	
通常の宿日直勤務(勤務1回につき)	4,200円 (6,300円)	4,400円 (6,600円)																																	
人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務(勤務1回につき)	7,200円 (10,800円)	7,400円 (11,100円)																																	
常直的な宿日直勤務(月額)	21,000円	22,000円																																	
区 分	現 行	改 定 後																																	
再任用職員以外の職員	100分の90 (100分の110)	100分の95 (100分の115)																																	
再任用職員	100分の42.5 (100分の52.5)	100分の47.5 (100分の57.5)																																	

番号	題名	提案課	概要																																																	
			<p>イ 平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合 期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のように改める。 (()内は、特定幹部職員の支給割合) (7) 再任用職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="715 517 1394 902"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給期</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の122.5 (100分の102.5)</td> <td>100分の130 (100分の110)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の137.5 (100分の117.5)</td> <td>100分の130 (100分の110)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の90 (100分の110)</td> <td>100分の92.5 (100分の112.5)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の95 (100分の115)</td> <td>100分の92.5 (100分の112.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 再任用職員</p> <table border="1" data-bbox="715 978 1394 1364"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給期</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>100分の65 (100分の55)</td> <td>100分の72.5 (100分の62.5)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の80 (100分の70)</td> <td>100分の72.5 (100分の62.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>100分の42.5 (100分の52.5)</td> <td>100分の45 (100分の55)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の47.5 (100分の57.5)</td> <td>100分の45 (100分の55)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。 3 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正 (1) 平成30年度の期末手当の支給割合の改定 平成30年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="660 1597 1094 1704"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の172.5</td> <td>100分の177.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成31年度以降の期末手当の支給割合の改定 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="660 1821 1203 1980"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の157.5</td> <td>100分の167.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の177.5</td> <td>100分の167.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給期	平成30年度	平成31年度以降	期末手当	6月	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の130 (100分の110)	12月	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の130 (100分の110)	勤勉手当	6月	100分の90 (100分の110)	100分の92.5 (100分の112.5)	12月	100分の95 (100分の115)	100分の92.5 (100分の112.5)	区分	支給期	平成30年度	平成31年度以降	期末手当	6月	100分の65 (100分の55)	100分の72.5 (100分の62.5)	12月	100分の80 (100分の70)	100分の72.5 (100分の62.5)	勤勉手当	6月	100分の42.5 (100分の52.5)	100分の45 (100分の55)	12月	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の45 (100分の55)	現行	改定後	100分の172.5	100分の177.5	支給期	平成30年度	平成31年度以降	6月	100分の157.5	100分の167.5	12月	100分の177.5	100分の167.5
区分	支給期	平成30年度	平成31年度以降																																																	
期末手当	6月	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の130 (100分の110)																																																	
	12月	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の130 (100分の110)																																																	
勤勉手当	6月	100分の90 (100分の110)	100分の92.5 (100分の112.5)																																																	
	12月	100分の95 (100分の115)	100分の92.5 (100分の112.5)																																																	
区分	支給期	平成30年度	平成31年度以降																																																	
期末手当	6月	100分の65 (100分の55)	100分の72.5 (100分の62.5)																																																	
	12月	100分の80 (100分の70)	100分の72.5 (100分の62.5)																																																	
勤勉手当	6月	100分の42.5 (100分の52.5)	100分の45 (100分の55)																																																	
	12月	100分の47.5 (100分の57.5)	100分の45 (100分の55)																																																	
現行	改定後																																																			
100分の172.5	100分の177.5																																																			
支給期	平成30年度	平成31年度以降																																																		
6月	100分の157.5	100分の167.5																																																		
12月	100分の177.5	100分の167.5																																																		

番号	題名	提案課	概要													
			<p>4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 給料月額の変更 現行の給料表を人事委員会勧告のとおり改める。</p> <p>(2) 期末手当の変更 ア 平成30年度の期末手当の支給割合 平成30年12月の期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="687 638 1121 743"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の165</td> <td>100分の170</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成31年度以降の期末手当の支給割合 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="687 862 1230 1019"> <thead> <tr> <th>支給期</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>100分の165</td> <td>100分の167.5</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>100分の170</td> <td>100分の167.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 その他規定の整備を行う。</p> <p>6 施行期日等</p> <p>(1) この条例は、公布の日（1(4)イ、3(2)及び4(2)イは、平成31年4月1日）から施行する。</p> <p>(2) 1(1)から(3)まで、2及び4(1)は平成30年4月1日から、1(4)ア、3(1)及び4(2)アは同年12月1日から適用する。</p>	現 行	改 定 後	100分の165	100分の170	支給期	平成30年度	平成31年度以降	6 月	100分の165	100分の167.5	12 月	100分の170	100分の167.5
現 行	改 定 後															
100分の165	100分の170															
支給期	平成30年度	平成31年度以降														
6 月	100分の165	100分の167.5														
12 月	100分の170	100分の167.5														
2	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	<p>本県の財政状況等に鑑み、引き続き、平成32年3月31日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。</p> <p>【主な内容】 引き続き、平成32年3月31日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずることとする。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 平成31年4月1日）</p>													